

訪問看護ステーションまごころ

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社まごころが開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所「訪問看護ステーションまごころ」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対して、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問看護事業所の従業員は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 指定介護予防訪問看護事業所の従業員は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 訪問看護ステーションまごころ
- （2） 所在地 滋賀県甲賀市水口町山3938番地41

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤換算方法で 2.5 以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたる。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日まで及び 8 月 13 日から 8 月 16 日を除く。

(2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

＜サービス提供時間＞ 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの提供方法)

第 6 条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はそのご家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを実施する。

(2) 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問看護指示書の交付を求める。

また、利用者に主治医がいない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会などの関係機関と調整し対応する。

(3) 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護指示書の交付を受ける。

(サービスの内容)

第 7 条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）

(2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）

(3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）

(4) リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練）

(5) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）

(6) 精神的支援をはじめ総合的な看護

(7) その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用具の利用相談、住宅改善の相談）

(利用料その他の費用の類)

第8条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割）の支払いを受けるものとする。

- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車等を使用した場合の交通費は次の類とする。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり 50円

- 3 正当な理由がなく訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を次のとおり徴収する。

(1) 利用日の前日までに連絡があった場合 無料

(2) 利用日当日の1時間前までに連絡があった場合 1,000円

(3) 利用日までに連絡がなかった場合 1提供あたりの料金の100%

- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

- 5 利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲賀市、湖南市、東近江市、栗東市、蒲生郡の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い支持を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医変連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第11条 利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、および市町村等に報告するものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第13条 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築する。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に職員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社まごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止)

第16条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 浪越 美智子
-------------	--------------

(2) 成年後見制度の利用を支援する。

(3) 苦情解決体制を整備する。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

(5) 虐待防止のための指針を作成し、対策を検討する委員会を設置する。

(6) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和1年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。